

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで

前の会社を退職してすぐに国民年金に加入した。次の会社で厚生年金保険に加入するまでは全期間、国民年金保険料を納付していた。

加入手続及び保険料の納付は母が行ってくれた。年金は継続して納付しないと損をすると母が気を付けていたので、3か月間だけ未納にしておくはずはない。年金の加入手続はしてあるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたと主張しているところ、その母親は、申立期間を除き、申立人の保険料をすべて納付している上、申立人の海外在住時も国民年金に任意加入させていることや、国民年金と厚生年金保険の切替手続及び国民年金の強制加入から任意加入への切替手続も適正に行っていることから、年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間直後に住所異動が見られるものの、国民年金保険料を納付したとするその母親には、住所の変更等、生活状況に特段の変化も認められないことから、申立期間の3か月という短期間の国民年金保険料を納付できなかった事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年5月まで
② 昭和40年3月から同年10月まで
③ 昭和57年8月及び同年9月

国民年金制度が発足したときから国民年金に加入して、保険料を婦人会の集金で納付していた。申立期間が未加入、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和46年12月に国民年金に任意加入して以降、申立期間③以外の国民年金加入期間については、保険料をすべて納付しており、同年12月以降は申立人の保険料納付に対する意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間③の国民年金保険料について、婦人会の集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間③当時、申立人の居住している地区では、婦人会による集金が行われていたことが近隣住民の証言からも確認できる。

さらに、申立期間③の前後を通じて住所の変更等、申立人の生活状況に特段の変化も見当たらないことから、2か月という短期間の申立期間③の保険料だけを未納としておくのは不自然である。

2 一方、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料についても、婦人会の集金人に納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければ

ならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和 47 年 1 月に払い出されている。また、申立人は、申立期間中、厚生年金保険の被保険者の配偶者であり、国民年金の加入は任意であることから、申立人の手帳記号番号が払い出された同年 1 月の時点で、申立期間にさかのぼって国民年金に加入することはできなかった上、ほかにさかのぼって保険料を納付した事情も見当たらない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成4年2月から5年11月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年1月31日から6年2月28日まで

社会保険事務所に被保険者記録を照会したところ、A社に勤めていた期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給料支払明細書があるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成4年1月から5年6月までの期間は30万円、同年7月から6年1月までの期間は34万円となっているが、申立人から提出のあった給料支払明細書により、申立期間のうち4年2月から5年11月までの期間において、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主からも文書照会に対する回答が得られないことから、関連資料等が収集できないものの、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っていないことから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成4年1月については、給料支払明細書上において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除の事実が確認できないことから記録を訂正する必要は認められない。また、申立期間のうち5年12月及び6年1月については、社会保険庁のオンライン上で記録されている標準報酬月額が、給料支払明細書において確認できる報酬月額よりも高いことが確認できることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象にならないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成7年6月29日、資格喪失日が10年6月26日とされ、当該期間のうち、7年6月29日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B支店における資格取得日を同年6月29日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月29日から同年7月1日まで
A社D支店から同社B支店に人事異動があった時点において、平成7年6月29日資格喪失、同年7月1日資格取得となっており、厚生年金保険被保険者期間に1か月間の空白がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者記録には、同社B支店が、申立人の同社D支店から同社B支店への転勤に係る通知を確認の上、当時の事務処理誤りを理由として、平成7年7月1日から同年6月29日への資格取得日訂正届を21年2月9日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において訂正処理が行われた後の申立人の被保険者資格の得喪等が記録されている。ただし、当該期間については、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはされていない。

これに対し、申立人は、上記期間について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、当該事業所から社会保険事務所に提出された「取得年月日の訂正届出書」及び「平

成7年度給与支給実績表」並びに当該事業所が保管していた「人事記録」により、申立人が同事業所に継続して勤務（平成7年6月29日にA社D支店から同社B支店へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年7月の資格取得時点における社会保険事務所の記録から53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、事務手続を誤ったと回答していることから、事業主が当初平成7年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格取得日は、昭和38年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から同年11月1日まで
昭和37年3月にA社に入社し、39年9月に退職するまで継続して勤務していた。社会保険事務所の記録において、38年10月1日から同年11月1日までの1か月間加入記録が欠落しているのは不自然である。この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人はA社に申立期間において継続して勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所はB社会保険事務所管内において昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その直後である同年11月1日にC社会保険事務所管内において新たに厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立人を含む同年10月1日に資格喪失した従業員全員が同年11月1日に在籍している上、当時の事業主及び複数の同僚の「申立期間当時、会社の所在地は変わったが、事業及び勤務は継続しており、前後の期間を通じて何ら変更は無かった」との証言を踏まえると、同事業所は申立期間において適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

一方、社会保険事務所が保有する適用事業所名簿によると、当該事業所のC社会保険事務所管内における適用年月日は「昭和38年10月1日」と記載されており、また、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人を含む被保険者全員の資格取得日は、当初「昭和38年10月1日」と記載されていたものを、「昭和38年11月1日」と昭和39年1月9日に遡及^{そきゅう}して訂正された形跡が確認できる。

さらに、前述の証言から、当該一連の事務処理は、当該事業所における所在地変更に伴うものと推認できるところ、適用事業所の所在地が変更となった場合の取扱いについて、管轄社会保険事務局は「所在地変更の処理を行うか、一度適用事業所ではなくなってから新たに管轄の社会保険事務所において適用事業所の処理を行うが、当時の取扱いは不明である」旨を回答しており、当時の事務処理方法は確認できないものの、当該所在地変更に伴う処理において、当初の資格取得日を1か月後に訂正する事務処理を行うことは不自然である。

これらを総合的に判断すると、当該事業所の適用年月日及び申立人の資格取得日について、昭和38年10月1日から同年11月1日に訂正する処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和38年11月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年3月

平成2年12月の婚姻と同時に、夫の母親が国民年金の加入手続をして、夫の保険料と一緒に納付してくれていた。

主人の記録はあるのに、同時に保険料を納付していた私の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の母親が婚姻と同時に国民年金の加入手続をし、平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人は申立期間当時、日本国籍を有しておらず、かつ、日本に滞在はしていたものの日本に住所を有していなかったことから（夫が外国人登録は行っていなかったと証言）、制度上、国民年金の第1号被保険者となる資格要件に該当していないため、国民年金に加入することはできなかった。なお、夫が厚生年金保険に加入した3年3月からは、第3号被保険者として国民年金に加入している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月から 20 年 5 月 1 日まで
A社B製作所で1か月間基礎訓練を受け、その後、昭和18年5月からC社へ徴用で勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和18年4月に徴用され、A社B製作所、その後C社に勤務していたことについては、期間の特定はできないものの、申立人が所有している申立期間中に同僚と撮影した写真、及び申立人が地元から一緒に徴用された同僚を記憶していることから推認できる。

しかし、A社B製作所及びC社は既に閉鎖されており、双方の事業主も死亡していることから、関連資料が得られず、申立期間当時における徴用工等に係る雇用条件を確認できない。

また、社会保険事務所が保有している両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が記憶していた地元から一緒に徴用された同僚3名の氏名は見当たらないことから、両事業所の事業主はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月から 20 年 4 月 1 日まで
A 社 B 製作所で昭和 18 年 4 月から 2 か月間基礎訓練を受け、その後、同年 6 月から C 社 D 部へ徴用で勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 18 年 4 月に徴用され、A 社 B 製作所、その後 C 社に勤務していたことについては、期間の特定はできないものの、申立人が所有している申立期間中に同僚と撮影した写真、及び申立人が地元から一緒に徴用された同僚を記憶していることから推認できる。

しかし、A 社 B 製作所及び C 社は既に閉鎖されており、双方の事業主も死亡していることから、関連資料が得られず、申立期間当時における徴用工等に係る雇用条件を確認できない。

また、社会保険事務所が保有している両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が記憶していた地元から一緒に徴用された同僚 3 名の氏名は見当たらないことから、両事業所の事業主はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月まで
地元の織物工場に在職中の昭和18年末ごろ、事業主からA社B工場へ行くよう命じられ、20年8月まで在職した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が地元の織物工場の同僚であった女性2名と共に、A社C工場の疎開のために設立された同社B工場に徴用され、昭和20年8月の終戦まで勤務していたことについては、期間の特定はできないものの、申立人が勤務する前から同社同工場に在職していた申立人の夫の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所は終戦とともに閉鎖されており、関連資料を確認することができない上、前述の織物工場から申立人と同時に徴用された同僚2名からも証言を得られないことから、申立期間における徴用工等に係る雇用条件を確認できない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、前述の同僚2名の氏名も申立人と同様に見当たらないことから、同事業所の事業主はすべての従業員を厚生年金保険の被保険者としていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、当該事業所から支給されていた給与については、「少額であった」と記憶しているものの、厚生年金保険料控除についての記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から37年11月30日まで
申立期間には、A協会に勤務していた。当時の辞令、給与決定通知及び給与明細書を資料として提出するが、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA協会交付の給与明細書によれば、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、A協会の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、申立人の「当時のA協会の従業員は4人であった」との申述内容から、申立期間当時、同協会が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたとは推認できず、同協会が厚生年金保険の任意包括適用事業所としての手続を行った形跡も見当たらないほか、同協会の上部組織である財団法人B協会の元従業員は「A協会は厚生年金保険に加入していなかった」と証言していることから、申立人が、A協会において厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

また、A協会の事業主及び事務局長は既に死亡している上、同僚にも連絡がとれないため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 28 日から 33 年 5 月 10 日まで
(A社)
② 昭和 34 年 3 月 3 日から 41 年 9 月 1 日まで
(B社)

年金手続の際、申立期間については脱退手当金を支給済みと記録されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所の厚生年金保険被保険者原票により、申立人の前後 30 名の女性被保険者のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和 41 年 9 月の前後約 3 年以内に資格を喪失した 18 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 10 名が被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた当時の従業員から、「手続は、会社の事務員がしてくれた」旨の証言が得られたことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人の被保険者記録に基づいて適正に計算されており、その支給額に誤りは無い上、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 3 か月後である昭和 41 年 12 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。